

# IBS フェローシップ

## 1. 主旨

IBS (The Institute of Behavioral Sciences - 財団法人計量計画研究所) は、わが国の学術研究活動に寄与することを目的として、研究助成制度 (IBS フェローシップ) を実施しています。毎年、研究者を公募し、海外における特定課題の研究を助成し、研究成果を公表します。

なお、IBS フェローシップの実施要領は次の通りです。

### IBS フェローシップ実施要領

1. IBS フェローシップの実施は、IBS の委嘱する運営委員会の方針に従って進めるものとする。運営委員会は、IBS 顧問・理事、関係省庁及び学識経験者等により構成し、委員総数は 15 名以内とする。
2. 課題は毎年原則として 2 課題とし、それぞれ、1 名の研究者に委嘱する。
3. 研究者は、学歴、職歴は問わないが、海外生活経験者を原則とする。
4. 募集は関係機関 (大学、団体、学会その他) 機関誌・誌等を通じての公募とし、運営委員会の選考を経て、研究者を決定、公表する。
5. 選考された研究者は、以下の報告の義務を負う。
  - ① 選考された年の IBS 創立記念研究発表会 (通常 7 月 14 日) に研究方法の概要を発表
  - ② 2 年目の同発表会に中間報告を発表
  - ③ 同年度末までに最終報告書を提出
  - ④ 3 年目の同発表会に最終報告を発表
6. IBS は、提出された最終報告書を 3 年目の発表会で公表する。
7. 上記以外の研究成果の発表は研究者の自由である。
8. 入手した資料の著作権及びその引用に関わる手続き等は、通例のごとく研究者の責任において処理するものとする。
9. 提供する研究費は毎年定めるが、その用途についての制限は設けない。研究者が研究費により入手した資料の所有権は研究者に帰属する。
10. 研究者が IBS に提供した報告書の著作権は著者及び IBS に帰属する。
11. 一言付記すれば、本研究は、研究者の日常業務を妨げないことを条件として、ゆとりのある研究活動を期待する。